

TEPCO

ビジネスとくとくとくガスプラン (主契約料金表)

令和元年 10 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

ビジネスとくとくガスプラン

1 対象となるお客さま

ビジネスガス需給約款の適用を受け、東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	736円23銭
---------	---------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	140円94銭
-------------	---------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,024円32銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	126円54銭
-------------	---------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,195円04銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	124円40銭
-------------	---------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,835円24銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	121円20銭
-------------	---------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,103円24銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	112円67銭
-------------	---------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	12,078円44銭
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	105円20銭
-------------	---------

3 日割計算

- (1) 当社は、ビジネスガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、日割計算をし、ガス料金を算定いたします。

この場合のガス料金は、(3)によって算定された日割計算後基本料金および(4)によって算定された従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

- (2) (3)の日割計算後基本料金および(4)の従量料金の算定にあたっては、使

用量がイによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(1)の料金表Aを、使用量がイによって算定された値をこえ、ロによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(2)の料金表Bを、使用量がロによって算定された値をこえ、ハによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(3)の料金表Cを、使用量がハによって算定された値をこえ、ニによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(4)の料金表Dを、使用量がニによって算定された値をこえ、ホによって算定された値までの場合は2（ガス料金）(5)の料金表Eを、使用量がホによって算定された値をこえる場合は2（ガス料金）(6)の料金表Fを、それぞれ適用いたします。

ただし、ビジネスガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イ、ロ、ハ、ニおよびホの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、イ、ロ、ハ、ニおよびホによって算定された値の単位は、1立方メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{イ} \quad 20 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ロ} \quad 80 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ハ} \quad 200 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ニ} \quad 500 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{ホ} \quad 800 \text{立方メートル} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(3) 日割計算後基本料金は、(2)により適用することとされた基本料金に以下の値を乗じてえた値といたします。

日割計算対象日数

検針期間の日数

ただし、ビジネスガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、日割計算後基本料金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 従量料金は、(2)により適用することとされた従量料金といたします。

(5) ビジネスガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、ビジネスガス需給約款16（ガス料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量……………45メガジュール
	最低熱量……………44メガジュール
圧力	最高圧力……………2.5キロパスカル
	最低圧力……………1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度……………47
	最低燃焼速度……………35
	最高ウォツベ指数……………57.8
	最低ウォツベ指数……………52.7

5 そ の 他

その他の事項については、ビジネスガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定するガス料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降であるガス料金については、当該確定したガス料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、2（ガス料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

1 契 約 に つ き	722円84銭
-------------	---------

ロ 従 量 料 金

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	138円38銭
---------------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

1 契 約 に つ き	1,005円70銭
-------------	-----------

ロ 従量料金

1 立方メートルにつき	124円24銭
-------------	---------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

1 契約につき	1,173円31銭
---------	-----------

ロ 従量料金

1 立方メートルにつき	122円14銭
-------------	---------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

1 契約につき	1,801円87銭
---------	-----------

ロ 従量料金

1 立方メートルにつき	119円00銭
-------------	---------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

1 契約につき	5,992円27銭
---------	-----------

ロ 従量料金

1 立方メートルにつき	110円62銭
-------------	---------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

1 契約につき	11,858円83銭
---------	------------

ロ 従量料金

1 立方メートルにつき	103円29銭
-------------	---------

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

原料費調整単価

$$= (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

原料費調整単価

$$= (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。